

議案第 5 1 号

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

市川市公衆トイレの設置及び管理に関する条例（平成元年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第 2 条関係）」に改め、同表さわやかハウス中山の項中「市川市中山 2 丁目 3 1 7 番地」を「市川市中山 2 丁目 2 4 2 番地」に改め、同表さわやかハウス真間の項中「市川市真間 4 丁目 3 1 1 番地」を「市川市真間 4 丁目 3 1 2 番地」に改め、同表さわやかハウス八幡の項中「市川市八幡 4 丁目 1, 7 8 9 番地」を「市川市八幡 4 丁目 1, 7 8 9 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

中山参道地区街なみ環境整備事業の一環としてさわやかハウス中山の改築を行ったことに伴いその位置を変更するほか、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。